

## 皇學館大学 教育開発センター 地域課題学修支援室規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、皇學館大学教育開発センター地域課題学修支援室（以下「地域課題学修支援室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

### (目 的)

第2条 地域課題学修支援室は、皇學館大学（以下「本学」という。）が実施する地（知）の拠点整備事業（以下「COC 事業」という。）において、『伊勢志摩定住自立圏共生学』教育プログラムを通じて、持続可能で活力ある地域の形成に資する人材の育成に取り組むとともに、自治体等と連携して多様な人材交流を促進する場（コミュニティ・ラーニング・ラボ）を形成し、対話やワークショップを通して行う、地域の課題解決に向けた学修に関する支援を行うことを目的とする。

### (業 務)

第3条 地域課題学修支援室は、皇學館大学企画部地域連携推進室と連携して、COC 事業に係る次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 『伊勢志摩定住自立圏共生学』教育プログラム開発及び実施に関すること。
- (2) コミュニティ・ラーニング・ラボに関すること。
- (3) 地域課題学修に関する教育のマネジメント及び学修者への支援に関すること。
- (4) COC 事業ホームページ及び学修プラットフォームのコンテンツ作成及び管理・運営に関すること。
- (5) 「伊勢志摩定住自立圏共生学」運営会議に関すること。
- (6) COC 事業の自己点検・評価及び外部評価委員会に関すること。
- (7) その他地域課題学修支援室の目的を達成するために必要な業務。

### (組 織)

第4条 地域課題学修支援室に、次の各号に掲げる教職員を置く。

- (1) 室長
  - (2) 副室長
  - (3) 専任教員
  - (4) 事務職員
- 2 地域課題学修支援室に必要に応じて兼任教員を置くことができる。
- 3 兼任教員は、室長の発議により、COC 実施本部会議の議を経て、COC 実施本部長（以下「本部長」という。）が任命する。

### (室 長)

第5条 室長は、教育開発センター長をもってこれに充てる。

- 2 室長は、本部長の命を受け、地域課題学修支援室の業務について掌理する。

### (副室長)

第6条 副室長は、教育開発センターの専任教員のうちから室長が推薦し、本部長が任命する。

- 2 副室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の副室長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副室長は、室長を補佐し、地域課題学修支援室の業務を推進する。

(地域課題学修支援室運営会議)

第7条 地域課題学修支援室の業務の円滑な実施を図るとともに、地域課題学修支援室の運営に関する事項を審議するため地域課題学修支援室運営会議を置く。

2 地域課題学修支援室運営会議は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 第4条に定める教職員
- (2) 企画部長
- (3) 企画部地域連携推進室職員

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、地域課題学修支援室に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、地域課題学修支援室運営会議の議を経て、COC 実施本部会議において行う。

附 則

この規程は、平成27年2月4日から施行する。